

高松市受付
206.-9

雇児総発第0603001号
社援基発第0603001号
障企発第0603001号
老計発第0603001号
平成20年6月3日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



障害者ケアホーム等における防火安全体制の徹底について

去る6月2日未明、神奈川県綾瀬市の障害者ケアホーム等における火災の発生により、3名の方が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

障害者ケアホーム等介護を要する者等が入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあるため、平成18年1月10日付け雇児総発第0110001号・社援基発第0110001号・障企発第0110001号・老計発第0110001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長通知「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（別添1）により、防火安全体制の徹底等をお願いしているところであります。

また、消防庁より、平成19年6月13日付け消防予第230号「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」（別添2）及び消防予第231号「小規模社会福祉施

設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」(別添3)が発出されております。

貴職におかれましては、社会福祉施設等について、これらの通知の内容を踏まえ、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すよう改めて周知徹底をお願いいたします。

なお、今回の火災を踏まえ、消防庁においても社会福祉施設等における防火安全対策の徹底について検討が行われているところであり、現在、同庁と連携しつつ厚生労働省としても今後の対応について検討しているところである旨申し添えます。

雇児総発第0110001号

社援基発第0110001号

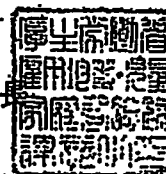
障企発第0110001号

老計発第0110001号

平成18年1月10日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課長



認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について

去る1月8日未明、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、7名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

認知症高齢者グループホーム等介護を要する者等が入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあります。

したがって、貴職におかれましては、これらの社会福祉施設等において、防火体

制及び万一火災が発生した場合の消火・避難通報体制を確保する等、防火安全対策に万全を期すよう周知徹底をお願いいたします。

なお、本日付けで、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに、認知症高齢者グループホーム等について立入検査を行い、消防用設備等の状況について調査を行う予定である旨通知（別添）が発出されていますので、貴職におかれても、消防防災主管部局と連携をとりつつ、所管する社会福祉施設等における消防用設備等の状況について把握されるようお願いいたします。



消 防 予 第 8 号
平成18年1月10日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課



認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について

去る1月8日に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災において死者7名、負傷者2名の犠牲が出たことは誠に遺憾です（火災の概要については、別添参照）。

当庁においては、火災発生後直ちに消防法第35条の3の2及び第35条の3の3の規定に基づき、消防庁長官による火災原因調査を発動して職員を現地に派遣し、関係当局とも協力の上、調査を行っているところです。

また、今回の火災の教訓を踏まえ認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策について検討会を設ける予定ですが、類似の火災の発生を防止するために、当面の対応として、認知症高齢者グループホームその他の類似施設について立入検査を行い、法令違反が認められた場合には所要の措置を講ずるとともに、法令違反がない場合であっても、下記1に示す点を考慮し、在館者の判断能力や行動能力等の特性を踏まえると火災時の危険性が高いと判断される場合は、下記2に示すような適切な対応を講ずるよう指導されるよう努めてください。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本件については、厚生労働省老健局とも調整済みであり、立入検査にあっては必要に応じて厚生労働部局と連携して対応されるようお願いいたします。

また、認知症高齢者グループホーム等の実態と課題を把握する必要があるので、実態調査の依頼について、追って通知する予定です。

記

1 考慮すべき要素

- ア 在館者の中に認知症高齢者や要介護度の高い者が多数含まれる。
- イ 建物の各居室から屋外等の安全性の高い場所に避難するのに、比較的長い時間を要する（各室から容易に屋外に避難できるか、二方向避難が可能か等の要素が重要）。
- ウ 出火及び延焼拡大防止上有効な状況にない（防災物品は使用されているか、火気使用設備の状況はどうか、喫煙管理の状況はどうか、収容物は多いか少ないか等の要素が重要）。
- エ 消防計画の作成、消防訓練の実施等が行われていない。

2 火災時の危険性が高いと判断された場合の対応

1に掲げた各要素を踏まえた場合に、夜間を含む職員数が、火災時の初期消火、避難誘導等の初期対応を講ずる上で十分な状況にあるか検討し、これらに遅れが生ずる可能性が高い場合は、出火原因及び延焼拡大要因として想定されるものを可能な限り排除する、認知症高齢者や要介護度の高い者を容易に避難できる室に居住させるよう配慮する、自動火災報知設備を設置し火災の早期発見に努める等の対応を検討されたいこと。

【連絡先】消防庁予防課 坂倉・伊藤・岡田
電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
mail：okada-y@fdma.go.jp

グループホーム「やすらぎの里」の火災の概要（第5報）

平成18年1月10日10時00分
総務省消防庁予防課

1 出火日時等

出火時刻：平成18年1月8日02時 分

覚知時刻：平成18年1月8日02時36分

鎮圧時刻：平成18年1月8日04時05分

鎮火時刻：平成18年1月8日05時05分

2 建物概要等

建物名称：グループホーム「やすらぎの里」（消防法施行令別表第一(6)項ロ）

敷地面積2798.8⁸m²、建築面積292.6⁶m²、延べ面積279.1¹m²

住 所：長崎県大村市陰平町2245-1番地

建物構造：鉄骨造一部木造平屋建て

消防用設備等：消火器、誘導灯

消防同意：平成15年4月7日

着 工：平成15年5月1日

最終査察：平成15年8月8日（使用開始検査であり、指摘事項なし）

3 焼損程度

焼損面積 279.1¹m²（建物1棟全焼）

4 死傷者等

死者 7人

負傷者 2人

5 消防機関等の活動状況

(1) 消防本部等の対応

消防本部 4隊 13台 43名

消防団 10台 137名

(2) 消防庁の対応

1月8日4時23分に県央地域広域市町村圏組合消防本部から火災報告（第1報）を受け、情報収集及び対応を開始する。

消防法第35条の3の2及び第35条の3の3の規定に基づき、消防庁長官による火災原因調査を発動し、予防課職員1名、消防研究所職員2名の合計3名を現地に派遣した。

6 火災原因

調査中

消防予第 230 号
平成 19 年 6 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年総務省令第 66 号。以下「改正規則」という。）が平成 19 年 6 月 13 日に公布されました。

今回の改正は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設（認知症高齢者グループホーム）における最近の火災の事例にかんがみ、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者を定め、かつ、スプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、当該施設について、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備等を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第 1 防火管理に関する事項

1 防火管理者を定めなければならない防火対象物に関する事項

防火管理者を選任して防火管理業務を行わせなければならない防火対象物に、改正後の消防法施行令（以下「令」という。）別表第 1（6）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物（（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物にあっては、（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。2の（1）及び（2）において同じ。）で、収容人員が 10 人以上のものを追加するものとしたこと。（令第 1 条の 2 第 3 号イ関係）

2 防火管理者の資格に関する事項

(1) 防火管理者の資格

令別表第 1（6）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物については、甲種防火管理講習の課程を修了した者等を防火管理者として選任するものとしたこと。（令第 3 条第 1 項関係）

(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理

者の資格

その管理について権限が分かれている防火対象物であって、当該防火対象物の部分で令別表第1(6)項ロ、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなした場合における収容人員が10人未満のものを有するものについては、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格の特例(令第3条第2項)を適用することができるものとしたこと。(改正後の消防法施行規則(以下「規則」という。)第2条の2第1項第2号イ関係)

3 共同防火管理を要する防火対象物の指定に関する事項

共同防火管理を要する防火対象物に、令別表第1(6)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物((16)項イに掲げる防火対象物にあつては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のものを追加するものとしたこと。(令第4条の2第1項第1号関係)

第2 消防用設備等に関する事項

1 消火器具に関する事項

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物を追加するものとしたこと。(令第10条第1項第1号関係)

2 スプリンクラー設備に関する事項

(1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物等

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるものを追加するものとしたこと。

また、当該防火対象物又はその部分で、延べ面積が1,000平方メートル未満のもの(以下「小規模社会福祉施設」という。)に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの(以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。)については、その水源として、5で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設、水源に連結する加圧送水装置並びに非常電源及び双口形の送水口を設けないことができるものとしたこと。(令第12条第1項並びに第2項第4号、第6号及び第7号関係)

一 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が275平方メートル以上のもののうち、一定の防火区画を有するもの以外のもの(令第12条第1項第1号関係)

二 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部分のうち、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの(一定の防火区画を有するものを除く。)(令第12条第1項第9号関係)

(2) スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画

(1)の防火区画については、次に定めるところにより設置するものとしたこと。
(規則第12条の2関係)

- 一 小規模社会福祉施設 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
- イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。
- ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
- ニ ハの開口部には、防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。
 - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
- ホ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であり、かつ、区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。
- 二 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
- イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。
- ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
- ニ ハの開口部には、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸を設けたものであること。
 - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチ

メートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分すべての床の面積が、防火対象物の10階以下の階にあっては200平方メートル以下、11階以上の階にあっては100平方メートル以下であること。

(3) スプリンクラー設備を設置することを要しない部分等

小規模社会福祉施設については、スプリンクラーヘッドを設ける部分以外の部分として、廊下、収納設備、脱衣所その他これらに類する場所を追加するものとしたこと。（規則第13条第2項第9号の2関係）

(4) 使用するスプリンクラーヘッド

小規模社会福祉施設に設けるスプリンクラーヘッドは、床面から天井までの高さが3メートル未満の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド、床面から天井までの高さが3メートル以上10メートル以下の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド、床面から天井までの高さが10メートルを超える部分にあっては放水型ヘッド等とするものとしたこと。（規則第13条の5第1項関係）

(5) スプリンクラー設備の水源の水量等

一 小規模社会福祉施設について小区画型ヘッドを用いる場合の水量は、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に1立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、1.2立方メートル。ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に0.6立方メートルを乗じて得た数）以上とするものとしたこと。（規則第13条の6第1項第2号関係）

二 小規模社会福祉施設について開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合の水量は、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に1.6立方メートルを乗じて得た数（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、1.2立方メートル。ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、スプリンクラーヘッドの設置個数（4以上の場合は、4）に0.6立方メートルを乗じて得た数）以上とするものとしたこと。（規則第13条の6第1項第4号関係）

三 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドにあっては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数（4以上の場合は、4）のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.02メガパスカル以上で、かつ、放水量が15リットル毎分以上で有効に放水することができる性能とするものとしたこと。

ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、放水圧力が0.05メガパスカル以上で、かつ、放水量が30リットル毎分以上で有効に放水することができる性能とするものとしたこと。

(規則第13条の6第2項第2号及び第4号関係)

(6) スプリンクラー設備に関する基準の細目

一 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、制御弁、自動警報装置及び呼水装置を設けないことができるものとしたこと。

また、当該設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあつては、消防庁長官が定める基準に適合するものを使用するものとしたこと。(規則第14条第1項第3号、第4号、第5号及び第10号ハ関係)

二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち開放型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の部分に、放水区域に放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けないことができるものとしたこと。また、自動式の起動装置を設けないことができるものとしたこと。(規則第14条第1項第1号ニ及び第8号イ・関係)

三 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、流水検知装置及び末端試験弁を設けないことができるものとしたこと。(規則第14条第1項第4号の2及び第5号の2関係)

3 自動火災報知設備に関する事項

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるものを追加するものとしたこと。(令第21条第1項関係)

一 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物(令第21条第1項第1号関係)

二 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの(令第21条第1項第9号関係)

4 消防機関へ通報する火災報知設備に関する事項

消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物を追加するものとしたこと。(令第23条第1項第1号関係)

5 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に関する事項

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、令別表第1(6)項ロ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物((16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)を追加するものとしたこと。(令第35条第1項第1号関係)

第3 令別表第1に関する事項

令別表第1(6)項ロの防火対象物を以下のとおり(6)項ロ及び(6)項ハに区別するものとしたこと。(令別表第1関係)

ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）
ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

第4 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

改正令及び改正規則は、平成21年4月1日に施行するものとしたこと。（令附則第1条及び規則附則第1条関係）

2 経過措置に関する事項

一 改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消火器及び簡易消火用具に係る技術上の基準については、平成22年4月1日までの間は、なお従前の例によるも

のとしたこと。（令附則第2条第1項関係）

二 改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備等に係る技術上の基準については、平成24年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（令附則第2条第2項関係）

三 改正令の施行の日から障害者自立支援法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日（平成24年3月31日）までの間は、令別表第1（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物に次の防火対象物を追加するものとしたこと。

イ （6）項ロ 同法附則第41条第1項若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものに限る。）又は同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（通所施設を除く。）

ロ （6）項ハ 同法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものを除く。）、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設（通所施設に限る。）

3 その他の事項

一 関係政令等について、所要の規定の整備を行ったこと。

二 今回の消防法施行令等の一部改正に係る運用については、別途通知する予定であること。

消 防 予 第 2 3 1 号

平成19年6月13日

各都道府県消防防災主管部長

東京消防庁・各指定都市消防長

殿

消防庁予防課長

小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年総務省令第66号）が平成19年6月13日に公布されました。

今回の改正は、認知症高齢者グループホーム等の自力避難が困難な方々が利用する施設について、防火安全対策の強化の観点から、これらの施設に係る消防用設備等の設置基準等の見直しを行うためのものです。

この改正により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（6）項ロに掲げる防火対象物で延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のもの（以下「小規模社会福祉施設」という。）について、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署が消防法施行令第32条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする際の考え方について、下記のとおりとりまとめたので通知します。

なお、貴職におかれましては、下記の事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を周知されるようお願いします。

記

次の1から4までに掲げる要件のいずれかに該当する小規模社会福祉施設については、令第12条の規定にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする。

- 1 夜間に要保護者の避難介助のため必要な介助者が確保されている小規模社会福祉施設として、次の(1)から(3)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、(2)の要件に該当するか否かを判断するに当たっては、新規のものについては、事業者が作成した事業計画等による入居者の見込み数により判断することとし、事業開始後に要保護者数が増加したものについては、その状態が継続的なものであることが認められたものについて、改めて(2)の要件に該当するか否かを判断するものとする。

- (1) 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

- (2) 夜間における介助者1人当たりの要保護者（当該施設に入所している老人（要介護3以上の者に限る。）、乳児、幼児、身体障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）、知的障害者等（障害程度区分4以上の者に限る。）をいう。以下同じ。）の数が、従業者等（夜勤職員、宿直職員、宿直ボランティア、住込みの管理者など当該施設において入所者とともに起居する者をいう。以下同じ。）にあつては4人以内、近隣協力者（当該施設に併設されている施設の職員、当該施設の近隣住民、当該施設と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避難介助を行う者をいう。以下同じ。）にあつては3人以内となるよう、介助者の数が確保されているものであること。

この場合において、次のア及びイに掲げる要件のすべてに該当する複数ユニットの小規模社会福祉施設にあつては、要保護者の数が最大となるユニットにおいて、これに応じた介助者の数が確保されることで足りるものとする。

ア ユニット間に設けられる壁及び床が耐火構造又は準耐火構造であるものであること。

また、当該壁又は床に開口部がある場合には、当該開口部に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

イ 各ユニットにおいて、他のユニットを経由することなく地上に至る避難経路を有しているものであること。

(3) 近隣協力者は、次のアからウまでに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、近隣協力者は、一の事業所、世帯等から複数名を確保して差し支えないものであること（例えば、グループホームの隣にグループホーム職員が居住している場合、当該職員の代替者としてその妻と長男を登録しても差し支えない。）。

ア 居所から当該施設に2分以内で駆けつけることができるものであること。

イ 居所には、当該施設の自動火災報知設備と連動して火災の発生を覚知することができる装置が備えられているものであること。

ウ 近隣協力者本人の同意がある旨、火災発生時の活動範囲、夜間不在時における代替介助者の確保方策その他の必要な事項について、消防計画又は関連図書により明らかにされているものであること。

2 各居室から屋外等に容易に至ることができる小規模社会福祉施設として、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

(1) 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

(2) すべての居室において、地上又は一時避難場所（外気に開放された廊下、バルコニー、屋外階段等をいう。以下同じ。）への経路が、次のア又はイに掲げる要件のいずれかに該当することにより、構造上確保されているものであること。

ア 扉又は掃出し窓を介して、地上又は一時避難場所に直接出ることができるものであること。

イ どの居室から出火しても、火災室又は火災室に設けられた開口部（防火設備を除く。）に面する部分を通らずに、地上又は一時避難場所に至ることができるものであること。

(3) 一時避難場所の位置及び構造は、外部からの救出を妨げるものでないこと（例えば、川や崖等に面していないものであること、建具や隣接建物等で進入経路がふさがれていないものであること。）。

- (4) 夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模社会福祉施設にあつては、当該夜勤者のほかに1 (3) アからウまでに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者が1人以上確保されているものであること。

3 共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもののうち、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

- (1) 小規模社会福祉施設として用いられている部分部屋の床面積が一区画当たり100㎡以下であるものであること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

- (2) 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部（屋外に面する窓等を除く。）に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

- (3) 要保護者の数が一区画当たり4人以下であるものであること。

また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的に歩行避難できるものであること。

- (4) 当該施設において従業者等が確保されているものであること。

4 上記1から3までに該当しない小規模社会福祉施設のうち、次により求めた避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。

- (1) 避難所要時間

「避難所要時間」は、要保護者の避難に要する時間であり、「避難開始時間」と「移動時間」の和により算定するものとする。

ア 避難開始時間

- (ア) 「避難開始時間」は要保護者が避難行動を開始するまでに要する算定上の時間であり、その起点として自動火災報知設備の作動時を想定するものとする。

また、避難前の状況として、夜間において、要保護者は各居室、従業者等は勤務室、近隣協力者は通常の居所（自宅等をいう。）にいることを想定するものとする。

- (イ) 避難開始時間の算定方法は、従業者等による火災確認や要保護者への呼びかけ等を勘案し、次のとおりとすること。

$$\text{避難開始時間} = \sqrt{\text{延べ面積}} / 30 \quad (\text{分})$$

イ 移動時間

- (7) 「移動時間」は要保護者の移動に要する算定上の時間であり、移動経路としては、それぞれの居室から、想定される避難の時点において避難限界時間に達していない部分を経由し、最終的に地上に至る最短の経路をとることを想定するものとする。

この場合において、避難経路及び介助者の進入経路として、火災室を経由するものは原則として認められないものであること。

- (イ) 要保護者は、介助なしでの避難はできないものとして想定するものとする。

また、要保護者1人につき介助者1人の介助形態を原則とするが、手つなぎで歩行誘導すれば円滑に避難できる場合には要保護者2人につき介助者1人、ストレッチャーを用いて介助を行う場合には要保護者1人につき介助者2人の介助形態として算定上取り扱うものとする。

- (ロ) 介助者には、従業者等のほか、1(3)イ及びウに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者を含むものとする。

- (エ) 移動時間の算定方法は、介助者が要保護者の居室に到着するまでの時間、介助準備時間、要保護者の介助付き移動時間を勘案し、次のとおりとすること。

$$\text{移動時間} = T_1 + T_2 + T_3$$

$$T_1 = \left\{ \sum_{i=1}^{N_s} (L_i / V_s) \right\} / N_s$$

$$T_2 = (T_{r1} \cdot N_{r1} + T_{r2} \cdot N_{r2}) / N_s$$

$$T_3 = \left\{ \sum_{i=1}^{N_s} (L_i / V_s) \right\} / N_s$$

T_1 : 介助者の施設内駆けつけ時間 (分)

T_2 : 介助準備時間 (分)

T_3 : 要保護者の介助付き移動時間 (分)

L_i : 要保護者 i に係る避難経路上の移動距離

- 居室から地上までの距離によることを原則とするが、直接地上に通ずる一時避難場所がある場合には、居室から当該場所までの距離により算定することができるものとする。

また、堅穴区画（建築基準法施行令第112条第9項）が形成されてい

る準耐火構造の防火対象物の場合には、出火階及びその直上階の範囲において、上記の例により地上又は出火階の下階に至ることができることを確認することで足りるものとする。

- 要保護者*i*について、(イ)後段を適用し、他の要保護者とともに手つなぎで歩行誘導する場合には当該 L_i を算定上 0.5 倍読み、ストレッチャーを用いて介助を行う場合には当該 L_i を算定上 2 倍読みとするものとする。

V_h : 介助者の移動速度 = 2ν

$$\nu = \begin{cases} \text{階段・上り } 27 \text{ m / 分} \\ \text{下り } 36 \text{ m / 分} \\ \text{階段以外 } 60 \text{ m / 分} \end{cases}$$

V_i : 要保護者の移動速度

$$V_i = \begin{cases} 0.5 \nu & (\text{要保護者 } i \text{ を手つなぎ、腕組み、背負う等により介助する場合}) \\ 1.5 \nu & (\text{要保護者 } i \text{ を車椅子、ストレッチャー等の介助用具を用いて介助する場合。ただし、階段は不可}) \end{cases}$$

N_h : 介助者の数 = N_w (夜間の従業者等の数) + N_c (算定上の近隣協力者数)

$$N_c = N_w \cdot n (1 - p) / (N_w + pn)$$

n : 介助に来る近隣者の数

p : 近隣者の施設までの駆けつけ時間 / 近隣協力者なしの移動時間 (< 1)

N_i : 要保護者の数

うち車椅子による介助対象 : N_w 、ストレッチャーによる介助対象 : N_u

T_i : 介助用具を用いる場合に、要保護者の乗換え等の準備に要する時間

車椅子 $T_w = 30$ 秒、ストレッチャー $T_u = 60$ 秒

ウ 上記算定方法によることが適当でない場合には、避難訓練において実際に測定した所要時間を用いることができるものとする。

(2) 避難限界時間

「避難限界時間」は、火災により各居室や避難経路が危険な状況となるまでの時間であり、「基準時間」と「延長時間」の和により算定するものとする。

ア 基準時間

(ア) 「基準時間」は火災室が盛期火災に至る算定上の時間であり、小

規模社会福祉施設は、全体の規模が比較的小さく、防火上の構造や区画の一般的な状況等から、火災室の燃焼拡大に伴い、全体が急激に危険な状態となることを考慮し、その起点として自動火災報知設備の作動時を想定するものとする。

- (イ) 火災室は、階段・廊下については、火気・可燃物の管理を前提として、火災の発生のおそれの少ないものとして取り扱うものとし、居室のみを想定するものとする。
- (ロ) 基準時間の算定方法は、火災初期における着火及び拡大のしやすさを勘案し、各火災室の状況等に応じて次表のとおりとするものとする。

算定項目			基準時間
共通			2分
加 算 条 件	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ	不燃材料	3分
		準不燃材料	2分
		難燃材料	1分
	寝具・布張り家具の防火性能の確保		1分
	初期消火（屋内消火栓設備によるもの）		1分

イ 延長時間

「延長時間」は盛期火災に至った火災室からの煙・熱の影響によって、他の居室や避難経路が危険な状況となるまでの算定上の時間であり、その算定方法は各居室や避難経路の状況に応じて次表のとおりとする。

算定項目		延長時間
火災室からの 区画の形成	防火区画	3分
	不燃化区画*1	2分
	上記以外の区画*2	1分
当該室等の床面積×(床面から天井までの高さ－1.8m)≥ 200㎡		1分

* 1 不燃化区画を形成する部分の条件は次のとおりとする。

- 壁・天井：室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でされているものであること。
- 開口部：防火設備又は不燃材料若しくは準不燃材料で作られた戸を設けたものであること。

* 2 視、障子等による仕切りは区画に含まれないものであること。

ウ 上記ア及びイにかかわらず、排煙設備が設置されている場合等については、建築基準法令の例等によることができるものとする。

(3) 判断方法

ア 各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。

イ 火災室からの避難については、当該基準時間内に当該区画外へ退出することができるものであること。

(注1) この特例の適用対象となるか否かを判断するに当たり、新規のものを含む小規模社会福祉施設の構造等や人員の状況について確認する必要がある場合には、設計図書や事業計画等により確認するものとする。

(注2) この特例の適用を含む社会福祉施設における防火管理に関する指導に当たっては、施設の関係者の意見も踏まえながら、これらの社会福祉施設（特に、認知症高齢者グループホーム等の家庭的な環境を重視してケアを行っている施設）の意義、ケアの趣旨・目的等を十分に尊重した指導内容となるよう留意すること。

消防庁予防課

担当 : 宮路、大槻

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : t2.miyaji@soumu.go.jp